

1 すみだ環境共創区民会議とは

すみだ環境基本条例の規定に基づき、環境の共創に関する施策を総合的に推進するため設置されています。すみだ環境の共創プランの推進に関する協議や環境の共創に関する実践活動などを行います。委員は、公募による区民に方、環境団体の代表の方、企業の代表の方など 25 人以内で構成します。委員の任期は 2 年です。

2 活動内容【過去の事例】

(1)環境に配慮した取り組みの実践、啓発活動

委員が実践している環境に配慮した取組を、区のイベント等でPRするなど、区民への啓発活動を行う。

(2)身近な環境の調査

- ①委員が興味のある環境に関するテーマについて調査・検討を行い、レポートを作成し発表する。グループでも可能。
- ②区内企業の見学(企業における環境に対する取り組みの現状を調査)
- ③区内公園の見学(主な区内の公園・児童遊園の現状を調査)
- ④「区民が作った区民の環境行動指針」の作成
- ⑤区民のCO2発生量に関する調査
- ⑥各委員の家庭での光熱費のデータをもとに削減できる項目の提言
- ⑦省エネ生活の実践・報告

(3)区の環境施策への参画など

- ①環境フェア、すみだまつりこどもまつりなど。
- ②「すみだ環境の共創プラン」の策定及び実施状況に対し意見を述べた。
- ③「墨田区地球温暖化対策地域推進計画」策定に対し意見を述べた。
- ④「すみだ環境区宣言」実施及び推進に対し意見を述べた。
- ⑤「緑の基本計画」改定に対し意見を述べた。
- ⑥「すみだ環境の共創プラン」の改定に対し意見を述べた。
- ⑦「区民会議からの緑・水・ゴミに関する提言」を作成した。

このように、委員のみなさんが中心となり、自由な発想で自主的に企画立案し活動をしていきました。事務局はその活動をフォローするような形で参画しています。

3 会議の開催

概ね月 1 回、定例的に会議を行っており、会議は、区民会議の自主的な会議と区長の附属機関として行うものがあります。会議は、基本毎月第 4 金曜日(午後 6 時 30 分から午後 7 時 30 分まで)に開催しています。会議は、必要に応じて会長が召集することになっています。

なお、委員以外の方でも傍聴をすることができます。

4 報酬

区長の附属機関として開催する会議については、1 回の会議につき、出席委員に対して報酬(7,500 円)をお支払いします。附属機関としての会議の場合には開催通知文にてお知らせします。自主的な会議について報酬の支払いはありません。

5 事務局 墨田区環境保全課環境管理担当 担当者:小野

電話 5608-6207 E-MAIL KANKYOU@city.sumida.lg.jp